

2019 年 10 月 24 日

神奈川県横浜市戸塚区品濃町 517 番地 2

株式会社 コ ナ カ

取締役社長 CEO 湖中 謙介

吸収合併に関する事前開示事項

当社は、2019 年 10 月 23 日、株式会社フタタとの間で吸収合併契約（以下、「本合併契約」という。）を締結し、2020 年 1 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、株式会社フタタを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行うことと致しました。本合併に関する事前開示事項（会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める事項）は、以下のとおりです。

1. 吸収合併契約の内容

別紙「合併契約書」のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項

完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 新株予約権の定めに関する事項

該当事項はありません。

4. 吸収合併消滅会社についての事項

(1) 吸収合併消滅会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙「株式会社フタタの最終事業年度に係る計算書類等の内容」のとおりです。

(2) 吸収合併消滅会社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与えた事象の内容

該当事項はありません

5. 吸収合併存続会社についての事項（吸収合併存続会社において最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容）

該当事項はありません。

6. 債務の履行の見込に関する事項

本合併の効力発生日時点における当社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併の効力発生後における当社の収益状況について、債務の履行に支障をきたすような事態は、現在のところ予測されておりません。従って、本吸収合併後における当社の債務の履行に支障はないと見込んでおります。

以 上



合併契約書

株式会社コナカ（以下「甲」という。）と株式会社フタタ（以下「乙」という。）とは合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の形式）

第1条 甲及び乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併（以下「本合併」という。）する。

（合併承認総会等）

第2条 甲は、2019年12月17日に株主総会を開催し、本契約書の承認及び本合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上この期日を変更することができる。

2 乙は、会社法第784条第1項の規定により、合併契約書について株主総会の承認を得ないで合併する。

（効力発生日）

第3条 本合併の効力発生日は、2020年1月1日とする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙協議の上これを変更することができる。

（会社財産の引継ぎ）

第4条 乙は、2019年9月末日現在の貸借対照表、その他同日の計算を基礎とし、以後効力発生日までの間においてその資産、負債に変動を生じたものについては別に計算書を添付してこれを明確にし、効力発生日においてその資産、負債その他一切の権利義務を甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

（会社財産の管理等）

第5条 甲及び乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもってそれぞれ業務を執行し、かつ一切の財産管理の運営をするものとし、その財産及び権利義務に重要な影響をおよぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲乙協議の上これを実行する。

（従業員の処遇）

第6条 甲は、乙の従業員全員を合併期日において、甲の従業員として引継ぐものとする。ただし、勤続年数においては、乙における計算方式による年数を通算し、その他細目については、甲乙協議の上、定める。

(合併条件の変更、合併契約の解除)

第7条 本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他のやむを得ない事由により、甲または乙の資産もしくは経営状況に重要な変動を生じたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、または本契約を解除することができる。

(合併契約の効力)

第8条 本契約は、第2条に定める株主総会の承認及び法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。

(本契約規定以外の事項)

第9条 本契約に定めるもののほか、本合併に関し必要な事項は本契約の趣旨にしたがって甲乙協議の上これを決定する。

以上のとおり本契約の成立を証するために、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2019年10月23日

甲 神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2

株式会社 コ ナ カ

取締役社長CEO 湖中 謙介



乙 福岡県福岡市中央区天神3丁目1番1号

株式会社 フ タ タ

代表取締役社長 本田 忠之





「株式会社フタタの最終事業年度に係る計算書類等の内容」

事業報告

(2018年10月1日から
2019年9月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国経済は、企業収益や雇用情勢の改善により緩やかな回復基調が続きましたが、不確実な海外情勢や相次ぐ自然災害の影響などにより、景気の先行きには依然として不透明な状況が続いております。

このような経営環境の下、当社は、コナカグループ独自のSPA（製造小売システム）を活用した商品群、特に高品質なニュージーランドウールを使用した「リアルコレクションスーツ」の他、全自動洗濯機で洗えるスーツ「ウルトラウォッシュスーツ」、オールストレッチ機能の「ウルトラムーブスーツ」などの機能性商品を強化しました。

営業面におきましては、社員研修の充実による接客販売スキル向上に努めてまいりました。

店舗面におきましては、「SUIT SELECT」5店舗、「DIFFERENCE」3店舗の出店を行いました。また、「紳士服フタタ」を3店舗退店しましたので、当事業年度末の店舗数は、92店舗となりました。

以上の結果、当事業年度の業績は、売上高63億94百万円（前期比6.9%減）、営業利益1億61百万円（前期比51.0%減）、経常利益3億61百万円（前期比32.1%減）となりました。当期の最終損益につきましては、収益性の低い店舗の減損損失を4億91百万円計上しましたので、当期純損失が2億91百万円（前期は当期純利益2億59百万円）となりました。

なお、商品別の売上状況は以下のとおりであります。

区 分	第63期 (2018年10月1日～2019年9月30日)	
	金額（千円）	構成比（％）
重 衣 料	3,473,418	54.3
中 衣 料	651,986	10.2
軽 衣 料	1,433,098	22.4
服 飾 雑 貨 等	650,224	10.2
補 正 代 等	186,133	2.9
合 計	6,394,860	100.0

- (注) 1. 重衣料は、スーツ・フォーマル・イーザーオーダー・コート
2. 中衣料は、ジャケット・ボトムス・アウター
3. 軽衣料は、カジュアル・ワイシャツ・ネクタイ・アンダーウェア
4. 服飾雑貨等は、シューズ・バッグ・アクセサリ

(2) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資の総額は、敷金・保証金を含め3億15百万円であります。その主なものは、「SUIT SELECT」5店舗、「DIFFERENCE」3店舗の出店によるものであり、設備投資資金は全て自己資金で賄いました。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、依然消費動向は不透明であり、厳しい経営環境が続くと思われます。このような中、当グループの強みである高品質商品を中心に、お客様に支持される価値ある商品を発信し続けて購買ニーズを喚起するとともに、値引き販売の抑制やセール期間の短縮により売上総利益率を改善し、収益基盤をより強固にしていまいります。

また、店舗のスクラップ・アンド・ビルドを継続して行い競争力を高めるとともに、社員研修の充実により、商品知識と接客対応レベルを高めて、業績の向上を目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分	第60期 (2016年9月期)	第61期 (2017年9月期)	第62期 (2018年9月期)	第63期 (2019年9月期) (当事業年度)
売上高	7,388,050	7,188,733	6,865,791	6,394,860
当期純利益 又は当期純損失(△)	536,652	391,462	259,690	△291,448
総資産	16,263,203	16,694,904	16,983,067	16,493,194
純資産	14,496,984	15,029,243	15,244,765	14,763,602
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純損失(△)	28.89円	21.07円	13.98円	△15.69円

(6) 主要な事業内容

当社は、紳士服専門店チェーンとしてメンズ衣料及び関連商品の販売を行っております。

(7) 主要な営業所及び店舗

本部	福岡市中央区天神3丁目1番1号			
店舗	92店舗			
	福岡県	34店舗	鹿児島県	9店舗
	佐賀県	6店舗	宮崎県	5店舗
	長崎県	9店舗	大分県	12店舗
	熊本県	10店舗	山口県	4店舗
	沖縄県	3店舗		
流通センター	福岡県久留米市日吉町1番地			

(8) 使用人の状況

使用人の数	前期末比増減数
224(110)名	7名減(4名増)

(注) 使用人は就業人員であり、()は臨時雇用者数の年間平均雇用人員(1人当たり1日8時間換算)を外数で記載しております。

(9) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

株式会社コナカは当社の株式を18,575,200株(出資比率100%)保有する親会社であります。

当社は同社から役員の派遣及び商品の共同仕入・販売促進及び店舗開発の業務を連携して行っております。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

③ 企業結合の結果

該当事項はありません。

(10) 主要な借入先

該当事項はありません。

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 53,000,000株

(2) 発行済株式の総数 18,575,200株

(3) 株主数 1名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数
株 式 会 社 コ ナ カ	18,575,200株

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位 及 び 担 当	他 の 法 人 等 の 代 表 状 況 等
二 田 孝 文	代 表 取 締 役 会 長	株式会社コナカ 専務取締役CFO
本 田 忠 之	代 表 取 締 役 社 長	
土 屋 繁 之	専務取締役営業本部長	
平 山 光 男	常務取締役管理本部長	
湖 中 謙 介	取 締 役	株式会社コナカ 代表取締役社長CEO 株式会社フィットハウス 取締役会長 コナカエンタープライズ株式会社 代表取締役会長 株式会社アイステッチ 取締役 KONAKA (THAILAND) CO.,LTD. Representative Director President
永 井 利 博	監 査 役	KONAKA (THAILAND) CO.,LTD. Director

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役	4名	62,340千円	
監 査 役	1名	1,200千円	
計	5名	63,540千円	

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 1989年4月27日開催の第32回定時株主総会において、取締役の報酬限度額を年額250百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査役の報酬限度額を年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末現在の取締役は5名、監査役は1名であります。上記の取締役の支給人員と相違しておりますのは、無報酬の取締役が1名存在しているためであります。

5. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会からの信頼を得るため、コンプライアンスを統括する部署として監査室を設置し、具体的な施策を検討するとともに、「フタタ行動基準」や関連諸規程に定めたコンプライアンスの教育・研修等を実施し、企業倫理の浸透を図っております。

また、法令・定款に違反する事態が発生した場合は、社長を委員長とする倫理委員会が状況把握と対応策を検討し、委員長から取締役会に報告いたしております。取締役会は今後も定期的にコンプライアンス体制を見直し、その改善に努めてまいります。

監査役は、業務執行部門から独立してコンプライアンス状況を監査し、取締役及び使用人の行為に法令や規程に反する行為がある場合、その早期発見・是正に努めております。

株主・投資家の皆様につきましては、財務報告をはじめ各種情報の適切な開示を実施し、経営の透明性及び健全性を高めるため社内の体制を整備いたしております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行、意思決定に係る情報を文書または電磁的媒体に保存し、文書取扱規程等の社内規定に従い適切に保存及び管理を行っております。

取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧できるものといたしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会を設置し、緊急時に委員会を開催する他、最低年1回委員会を開催し、当社が抱えるさまざまなリスクについて見直しと対応を検討いたしております。また、決定した重要事項については取締役会に報告いたしております。

委員長には代表取締役が就任し、各部門においては、各部門長がリスク管理責任者となり、リスク管理規程に基づいてガイドラインを制定し、リスクの発見と管理を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

月1回の定例取締役会及び適宜の臨時取締役会を開催し、重要事項に関して、審議・決定を行っております。また、幹部会を原則として毎週開催し、当社の経営課題並びに各々の職務執行に関する重要事項について協議を行い、代表取締役及び取締役会の意思決定に資するものといたしております。

また、代表取締役は、中期経営計画、年次、半期経営計画に基づいた各部門の目標が効率的に行われるよう、取締役会及び幹部会において、その遂行状況を定期的に報告させ、取締役の職務執行を監督いたしております。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおりませんが、今後、必要に応じて、監査役の職務補助のための監査役スタッフを置くこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換いたします。

(6) 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(a) 監査役は、補助者の人事異動について取締役から事前に報告を受け、必要な場合は理由を付して変更を申し入れることができる体制をとります。

(b) 監査役補助者の賃金、その他の報酬についても監査役の同意を得た上、取締役会で決定いたします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項や重要な法令並びに定款違反行為を発見したときは、遅滞なく監査役に報告するものといたしております。

一方、監査役は取締役会、幹部会、その他の重要会議に出席し、取締役及び使用人から重要な意思決定や業務の執行状況の報告を受けるとともに、契約書類や社内稟議書等業務執行に係る重要な文書を閲覧し説明を求めることといたしております。

また、監査役は、代表取締役と定期的に意見の交換を行い連携を図っております。

(8) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については特に定めておりません。

貸 借 対 照 表

(2019年9月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	9,089,294	I 流 動 負 債	1,182,252
現金及び預金	1,573,267	支払手形	50,899
売掛金	239,458	電子記録債務	441,659
関係会社貸付金	5,650,000	買掛金	168,510
商品	1,535,424	未払金	123,355
前払費用	80,358	未払費用	108,938
未収入金	10,785	未払法人税等	23,346
II 固 定 資 産	7,403,900	未払消費税等	17,139
有 形 固 定 資 産	5,185,678	預り金	2,885
建物	1,532,441	前受収益	66,826
構築物	42,487	賞与引当金	62,685
器具備品	173,468	ポイント値引引当金	112,300
リース資産	44,166	リース債務(短期)	3,706
土地	3,393,115	II 固 定 負 債	547,339
無 形 固 定 資 産	11,142	預り保証金	168,118
ソフトウェア	1,940	退職給付引当金	7,849
電話加入権	9,202	役員退職慰労引当金	156,350
投資その他の資産	2,207,078	退店損失引当金	12,400
投資有価証券	702,992	リース債務(長期)	47,769
出資金	3,020	長期繰延税金負債	154,852
長期貸付金	306,885	負 債 合 計	1,761,774
長期前払費用	3,498	純 資 産 の 部	
前払賃料	9,022	I 株 主 資 本	14,492,204
敷金及び保証金	881,855	資本金	88,000
出店仮勘定	8,603	資本剰余金	12,056,121
長期未収入金	15,884	資本準備金	2,022,000
前払年金資産	284,187	その他資本剰余金	
保険積立金	7,013	資本準備金減少差益	10,034,121
貸倒引当金	△15,884	利 益 剰 余 金	2,348,082
資 産 合 計	16,493,194	その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	2,348,082
		II 評価・換算差額等	271,398
		その他有価証券評価差額金	271,398
		純 資 産 合 計	14,763,602
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	16,493,194

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2018年10月1日)
(至 2019年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		6,394,860
売 上 原 価		2,432,684
売 上 総 利 益		3,962,175
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,800,292
営 業 利 益		161,883
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	23,441	
受 取 配 当 金	14,445	
賃 貸 料 収 入	309,329	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	
そ の 他	6,657	353,874
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	897	
賃 貸 料 費 用	151,613	
為 替 差 損	8	
そ の 他	1,653	154,172
経 常 利 益		361,585
特 別 損 失		
減 損 損 失	491,173	
固 定 資 産 除 却 損	2,820	
店 舗 閉 鎖 損 失	8,537	
解 約 違 約 金	39,250	541,780
税 引 前 当 期 純 損 失		180,195
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		55,958
法 人 税 等 調 整 額		55,294
当 期 純 損 失		291,448

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2018年10月1日)
(至 2019年9月30日)

(単位：千円)

	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	株 主 資 本 合 計
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	
2018年10月1日現在	88,000	2,022,000	10,034,121	2,732,406	14,876,528
当事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当				△92,876	△92,876
当 期 純 損 失				△291,448	△291,448
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額					
当事業年度中の変動額合計				△384,324	△384,324
2019年9月30日残高	88,000	2,022,000	10,034,121	2,348,082	14,492,204

	評 価 ・ 換 算 差 額 等	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	
2018年10月1日現在	368,236	15,244,765
当事業年度中の変動額		
剰 余 金 の 配 当		△92,876
当 期 純 損 失		△291,448
株主資本以外の項目の 当事業年度中の変動額	△96,838	△96,838
当事業年度中の変動額合計	△96,838	△481,162
2019年9月30日残高	271,398	14,763,602

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

時価法

(3) たな卸資産

個別法による原価法

なお、貸借対照表評価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

① 建物（建物附属設備を含む）

定額法

② その他の有形固定資産

定率法

ただし、2016年4月1日以降に取得した構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(4) 長期前払費用

定額法

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見積額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額基準に基づき計上しております。

(3) ポイント値引引当金

顧客に付与されたポイントの使用による売上値引に備えるため、当事業年度末において将来使用されると見込まれる額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

また、数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により、翌事業年度より費用処理しております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 退店損失引当金

店舗の退店に伴い、今後発生が見込まれる損失について、合理的に見積もられる金額を計上しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供されている資産

建 物・・・・・・・・・・・・・・・・ 544,206千円

土 地・・・・・・・・・・・・・・・・ 1,125,123千円

上記は、抵当権が設定されておりますがこれに供する負債はありません。

2. 有形固定資産

減価償却累計額・・・・・・・・ 5,345,266千円

減損損失累計額・・・・・・・・ 3,284,261千円

3. 関係会社に対する短期金銭債権・・・ 5,656,887千円

(内訳)

スーツセレクト店舗家賃前払金 3,333千円

貸付金利息ほか 3,554千円

貸付金 5,650,000千円

4. 関係会社に対する短期金銭債務・・・ 16,023千円

(内訳)

買掛金立替分 13,323千円

仕入代行手数料ほか 2,700千円

損益計算書に関する注記

関係会社との取引高 83,519千円

営業取引による取引高

(内訳)

家賃支払（スーツセレクト） 36,360千円

仕入代行手数料 30,000千円

営業取引以外の取引による取引高

受取利息 17,159千円

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数	摘 要
発 行 済 株 式 普 通 株 式	18,575,200株	—	—	18,575,200株	

税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
減損損失	896,039千円
役員退職慰労引当金繰入額	53,581千円
投資有価証券評価損	24,910千円
ポイント値引引当金	38,485千円
その他	200,669千円
繰延税金資産小計	1,213,685千円
評価性引当金	△1,146,746千円
繰延税金資産合計	66,939千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△129,878千円
長期前払年金資産・建設協力金	△91,912千円
繰延税金負債合計	△221,791千円

関連当事者との取引に関する注記

属性	親会社	役員及び主要株主
会社等の名称	株式会社コナカ	医療法人二田哲博クリニック
住所	神奈川県横浜市戸塚区	福岡県福岡市中央区
資本金（百万円）	5,305	274
事業の内容	小売業	医療法人
議決権等の被所有割合（％）	100	－
関連当事者との関係	役員の兼任	役員の近親者
取引の内容	資金の貸付	貸貸借
取引金額（百万円）	5,650	11
科目	関係会社短期貸付金	受取家賃
期末残高（百万円）	5,650	－

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	794円80銭
1株当たり当期純損失	△15円69銭

2019年度の監査報告

監 査 報 告 書

私監査役は、2018年10月1日から2019年9月30日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

私監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な店舗において、業務及び財産の状況を調査いたしました。会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③ 内部統制システムに関する内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重大な点において適正に表示しているものと認めます。

2019年10月24日

株 式 会 社 フ タ タ
監 査 役 永 井 利 博 ㊞

以 上